病院の開設等に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、病院の開設等の許可を申請しようとする者(以下「申請者」という。)が、当該許可の申請に先立って行う協議(以下「事前協議」という。)に関し 必要な事項を定め、埼玉県地域保健医療計画(以下「医療計画」という。)に定める 医療提供体制の整備を推進することを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ による。
 - (1) 病院 医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第1条の5第 1項に規定する病院をいう。
 - (2) 診療所 法第1条の5第2項に規定する診療所をいう。
 - (3) 病院の開設等 病院の開設若しくは病院の病床数の増加又は診療所の病床の設置若しくは診療所の病床数の増加をいう。ただし、法第7条第3項に規定する許可を受けないで診療所に療養病床又は一般病床を設置するもの及び法第30条の4第11項に規定する厚生労働省令で定める病床によるものを除く。

(申請者の責務)

第3条 申請者は、医療計画に沿って医療提供体制の整備が図られるよう協力し、この 要綱に定める手続等を遵守するものとする。

(事前協議申出書の提出)

- 第4条 申請者は、病院の開設等をしようとするときは、別紙様式の事前協議申出書を 当該病院又は診療所(以下「病院等」という。)の所在地を管轄する保健所の長(以 下「保健所長」という。)を経由して知事に提出しなければならない。この場合にお いて、保健所長は、当該二次保健医療圏に関する事項を所掌する地域医療構想調整会 議(以下「地域医療構想調整会議」という。)で協議を行うほか必要な調査をし、意 見を付するものとする。
- 2 前項の規定により提出する事前協議申出書は、随時に提出することができる。

(病院の整備計画の公募との整合)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、既存の病床数の増加を伴う病院の開設等を新たにしようとするときは、埼玉県地域保健医療計画に定める医療提供体制の整備の基本的方向に沿う病院の整備計画の公募によることとし、その手続は、病院の整備計画の公募の実施を決定した際に別に定めるものとする。

(適用除外)

- 第6条 第4条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、事前協議申出書の提出を要しないものとする。
 - (1) 病院等の開設者の医療法人化、親族への継承等により当該病院等の開設者が変更 される場合であって、病院等の運営が継続しており、かつ当該病院等の開設場所の 変更及び病床数の増加を伴わないとき。
 - (2) 同一の二次保健医療圏内において同一開設者が病院等の開設場所を変更する場合であって、病床数の増加を伴わないとき。
 - (3) 同一の二次保健医療圏内において同一開設者が病院等間の病床数の移動(分割及び合併を除く。)を行う場合であって、移動前のそれぞれの病院等の病床数を合計して得られた病床数の増加を伴わないとき。
 - (4) 医療法施行規則に掲げる既存病床数の補正基準の対象であり、既存病床に含まれない病床を整備するとき。
 - (5) 地域医療の状況を総合的に勘案して知事が事前協議を要しないと認めるとき。

(事前協議申出書の審査)

- 第7条 知事は、事前協議の申出があったときは、次の事項について審査するものとする。
 - (1) 関係法令に抵触していないこと。
 - (2) 埼玉県地域保健医療計画との整合性があること。
 - (3) 病院の開設等の計画に確実性があること。
- 2 前項の規定による審査において、事前協議に係る病院の開設等の計画が、開設予定 地及び周辺地域における都市計画法、国土利用計画法、都市再開発法、農地法その他 の関係法令との調整が必要と認められる場合においては、申請者に対して当該法令を 所管する部局との調整を行うよう指導するものとする。

- 3 第1項の規定による審査をするときは、知事は、あらかじめ埼玉県医療審議会(病院等の開設場所の変更、病院等の病床数の増加及び病床の種別の変更を伴わない場合には埼玉県医療審議会医療法人部会とする。) へ報告するものとする。
- 4 第4条第1項及び前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、 地域医療構想調整会議での協議及びあらかじめ行う埼玉県医療審議会への報告を省 略することができる。この場合にあっては、第9条の事前協議の結果について速やか に地域医療構想調整会議及び埼玉県医療審議会へ報告するものとする。
- (1) 開設等の計画が精神病床に係るものであるとき。
- (2) 病院等の開設者の破産が見込まれ開設者の変更を緊急に行う必要があると認める場合であって、病院等の開設場所の変更、病院等の病床数の増加及び病床の種別の変更を伴わないとき。
- (3) 同一の二次保健医療圏内において同一の者が開設する二以上の病院等を合併する場合であって、合併後の病院等の病床数が合併前のそれぞれの病院等の病床数を合計して得られた病床数の範囲内にあり、かつ、病床の種別の変更を伴わないとき。
- (4) 同一の二次保健医療圏内において一つの病院等を分割し、同一の者が分割後の複数の病院等を開設する場合であって、分割後のそれぞれの病院等の病床数を合計して得られた病床数が分割前の病院等の病床数の範囲内にあり、かつ、病床の種別の変更を伴わないとき。

(指導)

- 第8条 知事は前条第1項の規定による審査の結果、必要と認めるときは、申請者に対し病院の開設等にかかる計画の変更、中止等の指導を行うものとする。
- 2 知事は、前項の申請者に対して、医療法第7条第5項及び第6項並びに第7条の2 第3項(同法第30条の12の規定により読み替えて準用する場合を含む。)及び第 6項の規定を準用し、必要な措置をとることができる。

(事前協議結果の通知)

第9条 知事は、事前協議が終了したときは、その結果を申請者に対し、事前協議申出 書を提出した保健所長を経由して通知するものとする。

(承認後の状況の把握)

- 第 10 条 保健所長は、事前協議で承認した病院の開設等の計画について、病院の開設等を許可するまでの間、病院の開設等の計画の承認を受けた者(以下「被承認者」という。)に対し四半期ごとに報告を求め、病院の開設等の計画の進捗状況を把握し、知事に報告するものとする。
- 2 被承認者は、保健所長から前項の規定による報告の求めがあったときは、保健所長に対して速やかに報告するものとする。

(承認の取消し)

- 第11条 知事は、病院の開設等の計画の承認の通知を受けた日から起算して2年を経過した日において、正当な理由がないのに、被承認者が病院の開設等の許可を受けず、かつ、工事に着手していないときは、当該承認を取り消すことができる。
- 2 知事は、前項の規定により病院の開設等の計画の承認を取り消そうとするときは、 あらかじめ、被承認者に弁明の機会を付与しなければならない。

(事前協議申出書の返却)

第12条 知事は、申請者から書面により申出の取下げがあった場合において、 事前協議申出書の返却を求められたときは、当該者に係る事前協議申出書を返却する。

(その他の事項)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成9年3月21日から施行する。
- 2 埼玉県地域保健医療計画公示後の病院の開設等に関する指導要綱(平成元年7月2 8日知事決裁)は、廃止する。

附則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年12月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年5月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成18年10月12日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法の一部を 改正する法律(平成18年法律第84号)附則第3条第3項に規定する「特定病床」 については、適用しない。

附則

この要綱は、平成19年3月13日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年3月15日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年9月12日から施行する。